

65歳以上の の方の

平成18年度の介護保険料が 6月に決まります



介護保険は40歳以上の方が加入し、加入者全員が介護保険料を納めていただきます。保険料は年齢や所得などにより金額や納め方が次のように違います。

◆65歳以上の方の場合

平成18年度の介護保険料は所得（平成17年1月～12月分）が決定する6月に決まります。町の介護サービスにかかる総費用に応じて基準額を決定します。

日野町の場合、平成18年度から基準額が月額3千200円になりました（平成17年度は2千700円）。この基準額をもとに、所得に応じて6段階に調整し保険料を決定し、各被保険者へ通知します。平成18年度から、所得が低い方の負担能力により、きめ細かく対応できるように保険料段階が見直されています。

また、納付方法は特別徴収と普通徴収があります（下記参照）。

◆40歳以上65歳未満の方の場合

国民健康保険や健康保険など、加入されている医療保険の保険料算定方法に基づいて決められ、医療保険の保険料と合わせて納めていただきます。



65歳以上の方の介護保険料と納付方法

介護保険料

第1段階	世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者など	月額1,600円 (基準額×0.5)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の年金収入が80万円以下で年金以外に所得がないなど	月額1,600円 (基準額×0.5)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、第2段階に該当しない	月額2,400円 (基準額×0.75)
第4段階	本人が住民税非課税	月額3,200円 (基準額)
第5段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円未満	月額4,000円 (基準額×1.25)
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上	月額4,800円 (基準額×1.5)

納付方法

特別徴収…年金額が月額15,000円以上の方は、年金からの天引きにより納めていただきます。年金が一時差し止めになった方や異動があった方は普通徴収となります。

普通徴収…年金額が月額15,000円未満の方、転入や年度途中で65歳に到達された方は、口座振替などにより町へ直接納めていただきます。

日野町では、6月から翌年の3月まで10期に分けて納めていただきます。

◆介護支援課 介護支援担当 ☎6501 有線6778

平成18年度の国保税の税率

			<医療分>	<介護分>
①所得割	加入者の所得に応じて計算 平成17年分所得 - 33万円	×	5.1%	0.5%
②資産割	加入者の資産に応じて計算 平成18年度固定資産税額	×	19.0%	3.0%
③均等割	世帯の加入者数	×	19,800円	5,000円
④平等割	1世帯当り	×	24,800円	3,800円

平成18年度の保険税納付が 6月から始まります



国民健康保険税は、6月から翌年の3月までの10回払いとし、前年の所得など4つの項目に応じて決められています。

●40歳以上65歳未満の方は、介護保険の保険料も合わせてひとつの国保税として納めていただきます。

●保険税を納める義務は、世帯主にあります。世帯の中に1人でも国保の加入者がおられる場合、納税通知書は世帯主に届きます。

納付は簡単便利な
口座振替で…!

◆税務課 住民税担当

☎6570
有線65093